

**太陽光発電設置可能性簡易判定ツール
(地方公共団体版)
取扱説明書**

**令和5年3月
環 境 省
大臣官房 地域政策課**

目次

1. 太陽光発電設置可能性簡易判定ツールの目的と活用方法.....	1
1.1. 目的.....	1
1.2. 活用方法.....	2
1.2.1. 太陽光発電設備の設置可能性の簡易判定ツールとしての活用.....	2
1.2.2. 太陽光発電設備の設置可能性の簡易判定ツールの構成.....	4
2. 調査にあたっての事前準備.....	5
2.1. 調査対象とする施設・建築物の考え方.....	5
2.1.1. 対象施設・建築物.....	5
2.1.2. 対象外となる建築物.....	5
2.2. 参考となる資料の例.....	5
3. 各項目の記入要領.....	6
3.1. 入力時の補足事項.....	6
3.1.1. 施設分類.....	6
3.1.2. 施設・建築物名.....	6
3.1.3. 太陽光発電設備の設置状況.....	6
3.1.4. 耐震基準.....	6
3.1.5. 建替え、廃止、解体に関する計画の有無.....	7
3.1.6. 建築物の屋根や屋上の空きスペース、屋根形状、素材.....	7
3.1.7. 建築物の立地環境.....	8
3.1.8. その他、設置できない要因（空きスペースはあるが太陽光発電設備を設置できない他の要因）..	10
3.2. 簡易判定結果と判定レベル.....	10
3.3. 太陽光発電設備の設置に向けた業者相談に関する調査項目（二次スクリーニング）について..	11
4. 参考資料.....	12
4.1. 参考情報.....	12
4.2. Q&A.....	12
4.3. 施設分類一覧表.....	13

1. 太陽光発電設置可能性簡易判定ツールの目的と活用方法

令和3年10月に閣議決定された政府実行計画では、2013年度を基準として温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とし、具体的な措置の目標の一つとして2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備の設置を目指すことを掲げています。また、同日に閣議決定された地球温暖化対策計画には、地方公共団体においても国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、太陽光発電の最大限の導入等の率優先的な取組を実施することについて記載されており、地方公共団体における太陽光発電の最大限の導入が求められています。地方公共団体の中でも、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、自団体が保有する施設における太陽光発電設備の導入について目標を設定する団体も出てきています。

一方で、公共施設における太陽光発電設備の普及促進の阻害する要因の一つとして、どの建築物に太陽光発電設備が設置可能なかの判断がつかないことが挙げられます。その解決の一助となるよう、環境省では地方公共団体に向けて「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール」^{〔※〕}を作成しました。

本取扱説明書は、本ツールの目的や活用方法等について記載しています。本ツールにおける簡易判定は、太陽光発電設備の設置可能性に関する検討目安としてお示しするものです。太陽光発電設備設置の最終的な判断をするためには、日照時間や耐荷重、電気系統の配線等、設備設置事業者や設計事務所等の専門家の調査が必要となります。専門家の調査の対象範囲の絞り込みなどに本ツールの判定結果をご活用ください。

なお、本ツールの簡易判定や判定基準は、国が保有する建築物について整理したものを基に作成しております。また、地方公共団体が独自の判定基準や手法で太陽光発電の設置可能性を調査することを妨げるものではありません。

〔※〕本ツールは、環境省が毎年実施している「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査（以下、施行状況調査と言います。）」の調査負荷軽減のために作成したものとします。

1.1. 目的

「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール」は、公共施設への太陽光発電設備の最大限の導入を支援することを目的としたツールです。

太陽光発電設備の最大限の導入にあたっては導入可能性の調査・把握、導入計画の立案が重要となりますが、表 1-1 のような問題もあります。

本ツールは、地方公共団体の建築物における太陽光発電設備の設置可能性を簡易的に把握するツールであり、設置可否判断の課題解決を助ける役割が期待されます。

また、簡易判定で得られた結果により設置可能性が高い建築物のスクリーニング（ふるい分け）を行うことで、対象建築物における太陽光発電設備の導入計画立案や事業化を促進します。

表 1-1 太陽光発電設備導入の問題（困っていること）

分類	課題例
設置可否判断	・どの施設が設置可能か分からない ・全施設について詳細調査することが難しい
合意形成	・所管部局との調整が難しい ・職員の地球温暖化に対する意識が低い
費用	・初期投資費用 ・維持管理、設備更新、廃棄費用

1.2. 活用方法

1.2.1. 太陽光発電設備の設置可能性の簡易判定ツールとしての活用

太陽光発電設備の設置にあたっては、まずどのような建築物を保有しており、どの程度太陽光発電設備を設置できる可能性があるかを調査することが有効です。本ツールは、太陽光発電設備設置検討フローの初期段階で実施する、建築物ごとの太陽光発電設備設置可能性の簡易判定に活用でき、判定結果を事業者相談における事前調査資料として用いることも可能です。

また、判定結果を用いて太陽光発電設備の設置可能性のある建築物を把握することで、所管部局との協議、予算の検討などに活用することができ、設置の優先順位付けや計画立案が容易になることが想定されます。

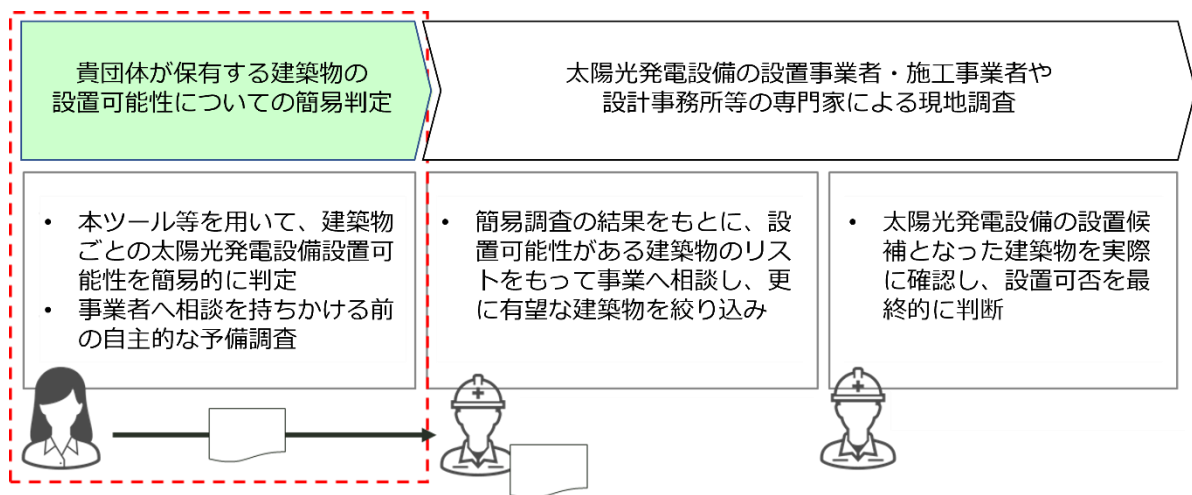


図 1-1 設置検討の際のイメージ（事業者等との相談の円滑化）

出典：令和4年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査
「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）について」

ツールを活用することで、
太陽光発電設備の導入計画や事業化の促進につながる

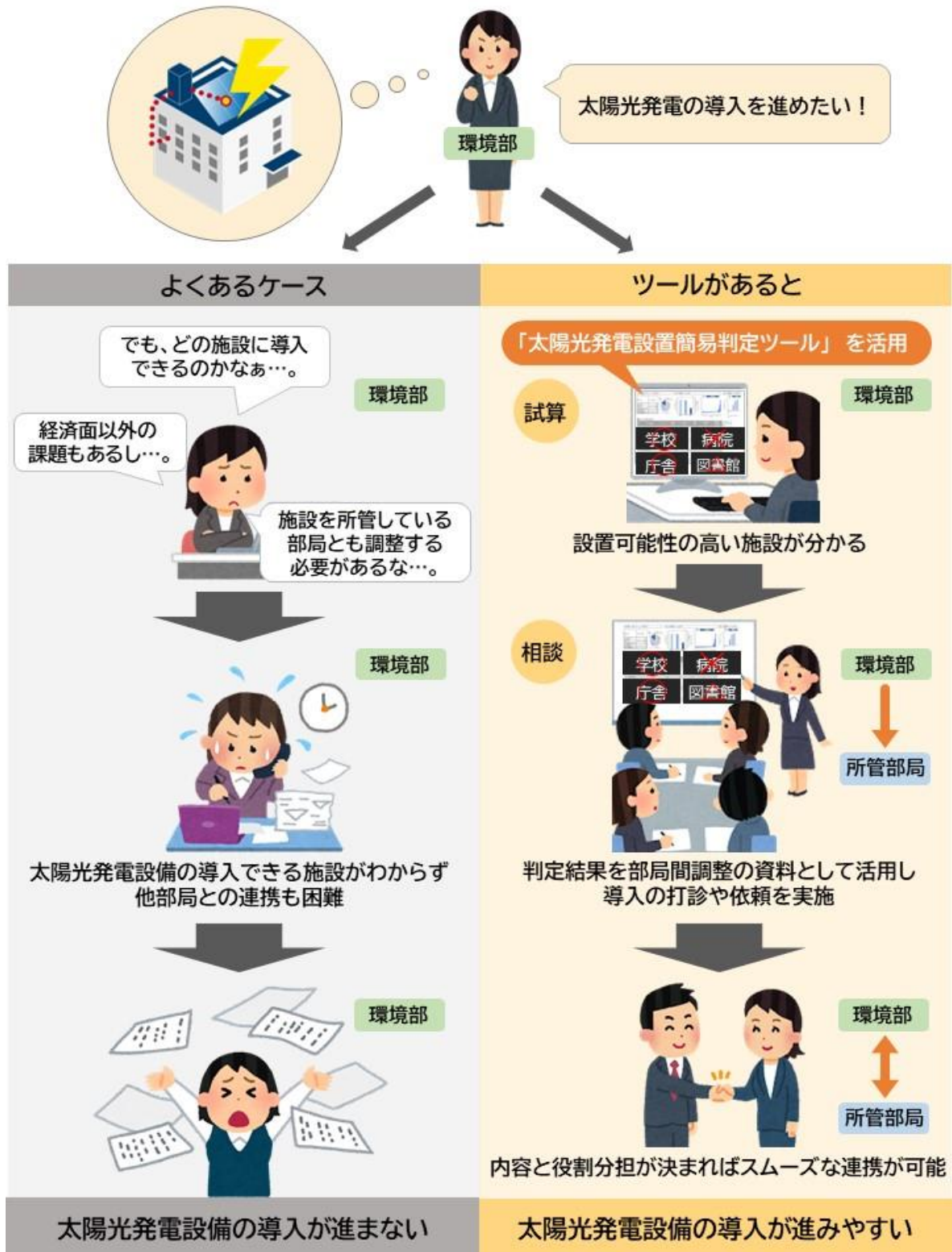


図 1-2 設置検討の際のイメージ（所管部局との調整の円滑化）

1.2.2. 太陽光発電設備の設置可能性の簡易判定ツールの構成

本ツールは、図 1-3 のとおり「調査票」と「統合ツール」から構成されます。調査票単体で設置可能性の簡易判定までを行うことができます。また、統合ツールを活用することで簡単に複数の調査票を一つにまとめることができますので、複数の所管部局へ記入依頼をする際にご活用ください。

統合ツールの使い方は、太陽光発電設置可能性簡易判定ツール zip ファイルを解凍し、事務局向けファイル内の「統合ツールの使い方」を参照ください。

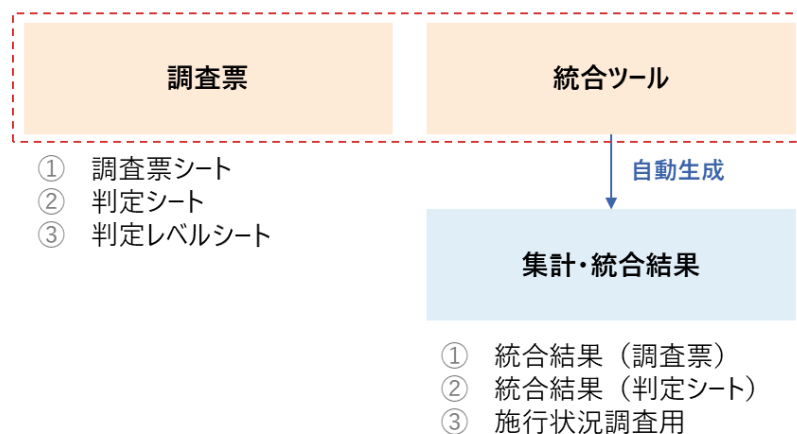


図 1-3 太陽光発電設置可能性簡易判定ツールの全体像

「調査票」は表 1-2 のように調査票シート、判定シート(建築物)、判定レベルシートの3シートから構成されます。調査票シートは、簡易判定、専門家・事業者相談の2部構成となっております。必要に応じて施設管理を担当する部局の皆様には本ツールを展開の上、ご活用ください。なお、最終的に統合ツールで調査結果を一覧化することが可能です。

表 1-2 調査票の構成

シート	シートの内容
調査票シート	・太陽光発電設備の設置可能性に関する調査 ・太陽光発電設備の設置に向けた業者相談に関する調査
判定シート(建築物)	調査票シートの記入結果に応じて、自動で建築物ごとの太陽光発電設備の設置可能性を判定
判定レベルシート	判定シート(建築物)の設問ごとの判定基準を記載

2. 調査にあたっての事前準備

2.1. 調査対象についての考え方

初めて太陽光発電設備の設置可能性を調査する場合や、地方公共団体が保有する建築物の種類が多岐にわたる場合、主要な建築物を対象を絞って調査を開始することも有効です。

2.1.1. 対象となる建築物

- ・地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている建築物の内、自団体が保有する建築物
（例）図書館、小中学校の校舎・体育館、本庁舎・支所、廃棄物処理施設の焼却施設など^[※]
- ・学校など敷地内に複数の建築物がある場合は、各建築物を対象として下さい

[※]「4.3 施設分類一覧表」に、地方公共団体が保有する主要な施設分類及び建築物をまとめていますので、こちらもご確認ください。

なお、施設分類一覧表に記載された施設分類・建築物以外に、面積の大きな建築物がある場合は、団体のご判断により追加ください。

2.1.2. 対象外となる建築物

- ・建築基準法で一部の基準に対して除外とされている建築物
（簡易な構造の建築物、屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている建築物、仮設建築物など、基準の除外対象であるため、構造強度・耐荷重不足が想定される建築物）
- ・文化財保護法、都道府県や市町村の文化財保護条例に該当する建築物
- ・民間団体と建築物の一部を共有しているなど、独立して管理していない建築物
- ・床面積が 20 m²未満の建築物
- ・その他、団体内で対象外と定めた建築物（一定のルールを記しておくなど、担当者が変わっても把握できるようご注意ください）

2.2. 参考となる資料の例

- ・施設台帳、公共施設の個別施設計画
- ・施設の最新図面、外観写真
- ・距離計算、面積計算が可能な地図アプリ、GIS など
- ・気象庁 HP ^[※]（<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>）
- ・関連条例、計画
- ・過去事例など

[※]該当資料へのアクセスについては 3.1.7. (2) 平均積雪量に記載しています。

3. 各項目の記入要領

3.1. 入力時の補足事項

入力にあたってのルールや、注意事項を以下に記載します。一部の項目は記入漏れがあると判定結果が表示されませんのでご注意ください。

3.1.1. 施設分類

施設・建築物の種類を選択してください。4.3 施設分類一覧表もご確認ください。

3.1.2. 施設・建築物名

施設の建築物について、施設・建築物名をご記入ください。

(例) 施設名：〇〇市立××小学校

建築物名：第一校舎、第一体育館など

3.1.3. 太陽光発電設備の設置状況

建築物に調査時点で太陽光発電設備が設置されているかを確認し、設置されている場合は設備容量をご記入ください。

(1) 設置有無

設置実績や設置計画を基に、太陽光発電設備の設置状況を選択してください。

(2) 設備容量

太陽光発電設備を設置済（設置予定）の場合、設備容量（kW）をご記入ください。

◆ 参考資料例：施設台帳、公共施設の個別施設計画など

3.1.4. 耐震基準

建築基準法で定められる以下の耐震基準のうち、当該建築物が満たすものを選択してください。

1981年6月1日 (昭和56年6月1日)	
旧耐震基準	新耐震基準
(当該日程より前の建築確認で適用されている耐震基準)	
(当該日程以降の建築確認で適用されている耐震基準)	

◆ 参考資料例：施設台帳、公共施設の個別施設計画、施設の最新図面など。

◆ 旧耐震基準の場合、耐震対策^[※1]や耐震改修^[※2]を実施済の場合は「旧耐震基準（耐震対策実施済）」を、耐震対策・耐震改修を実施していない場合は「旧耐震基準（耐震対策未実施）」を選択して下さい。

◆ また、旧耐震基準の建築物であっても、耐震構造を診断した結果、新耐震基準を満たしている時には、「旧耐震基準（耐震対策実施済）」を選択してください。

[※1]：耐震対策（例）

- ・建築物の壁、柱、梁の部材の補強や新設等、建築物の頑丈さ（強度）を向上させる対策
- ・建築物の柱に鋼板を巻く等、建築物の粘り強さ（靱性能）を確保する対策
- ・一部の階で耐震壁が抜けている場合や、構造種別が中間階で変わる場合等、平面的・率面的なバランスの悪さを、

壁の新設等により改善する対策

- ・地震のエネルギーを吸収する装置を建築物に設置し、地震時に建築物が大きく揺れることを防ぐ対策

[※2]：具体的な耐震改修工法（例）

枠付き鉄骨ブレース補強、RC 壁増設、増打ち壁、鋼板壁増設、そで壁補強、そで壁増打ち補強、外付けフレーム補強、バットレス補強、鋼板巻き立て補強、連続繊維巻き補強、RC 巻き立て補強、耐震スリット新設、制震機構組込、免震構造化

参考) 国土交通省「マンション耐震化マニュアル」

3.1.5. 建替え、廃止、解体に関する計画の有無

調査時点で、建替え、廃止、解体の計画がありましたら、「2030 年までに計画がある」又は「2030 年以降、又は時期は未定の計画がある」を選択してください。建替え等の計画がない場合は、「計画なし」を選択してください。

◆ 参考資料例：施設台帳、公共施設の個別施設計画、施設の最新図面など

3.1.6. 建築物の屋根や屋上の空きスペース、屋根形状、素材

(1) 空きスペースの面積

建築物の屋根や屋上の空きスペースの面積を入力してください。

空きスペースの面積から太陽光発電設備の設置可能容量の目安を自動算出します。（発電容量 1 kW の太陽光パネルにつき 8 m²のスペースを必要とすると想定）

なお、同一建築物において空きスペースが複数箇所に分かれている場合は、空きスペースの面積を合計した値を入力してください。また、空きスペースがない場合は 0 m²と入力してください。

空きスペースとは、20 m²以上確保でき、現時点で一時的にも使用されておらず、別の用途にも使用する予定がないスペースを対象としてください。また、作業用通路やメンテナンス用のスペースが必要なため、壁・フェンス・障害物等からは 1 m 以上の距離をとって計測してください。

また、本調査は簡易的な調査になりますので、空きスペースの面積は、市町村の GIS や WEB 上の地図アプリなどを使用して測った大まかな面積で入力いただいて構いません。（図 3-1）

◆ 参考資料例：施設台帳、公共施設の個別施設計画、施設の最新図面など

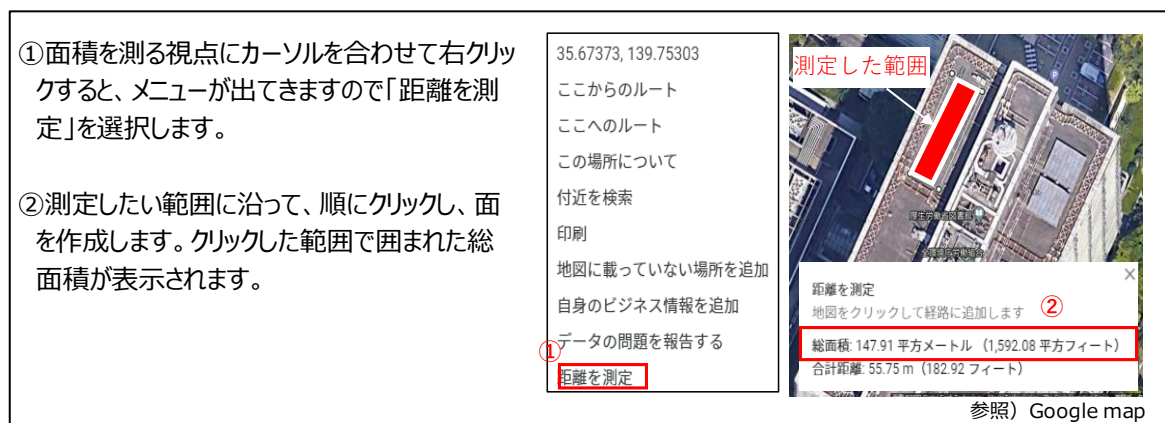


図 3-1 WEB 上の地図アプリで空き面積を把握する方法

(2) 屋根形状、素材

建築物の屋根形状、素材を選択してください。屋上のある建築物は「陸屋根」を選択してください。

選択肢に当てはまらない特殊な形状等の場合、「その他」を選択してください。

また、形状や素材に懸念事項がある場合は 「(8)その他、設置できない要因」 に具体的な内容をご記入ください。

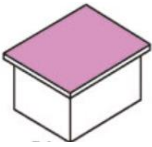
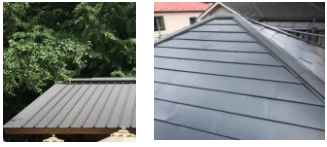
陸屋根	折板屋根	傾斜屋根(瓦)	傾斜屋根（金属）
			
傾斜がほとんどなく、平らな屋根。 ※屋上のある建築物もこれを選んでください	折り紙の山折り谷折りを繰り返すように、鋼板を台形の波型に成形して作られた屋根。	平面の瓦屋根が、傾斜のついた状態で設置されている屋根。	ガルバリウム鋼板、ジンカリウム鋼板、トタン、銅板、ステンレス、チタン等の金属製で、平面の屋根が傾斜のついた状態で設置されている屋根。
スレート屋根 (大波スレート除く)	大波スレート屋根	曲面屋根	テント式屋根 等
			
セメントを薄い板に加工した屋根材を用いた屋根。	スレート材を波状に加工したものを用いた屋根。	ドーム状等、曲面を持つ屋根。	倉庫やスポーツ施設の雨よけ等に多く用いられる、天井面にシートを張った屋根。その他材料が、ガラスやプラスチック等の屋根。

図 3-2 屋根形状のイメージ

3.1.7. 建築物の立地環境

(1) 海岸からの距離

地図サービス（GIS や WEB 上の地図アプリなど）を用いて、当該建築物の所在地から最も近い海岸線と、当該建築物の最短直線距離についてご確認のうえ、当てはまるものを選択してください。

※おおよその距離で問題ございません。また、全域が沿岸部より 1 km 以上離れている場合は一律「1 km 以上」で入力していただいて構いません。図 3-3 に計測例を示します。

◆ 参考資料例：施設台帳、航空写真（地図アプリ、GIS）など



参照) Google map

図 3-3 海岸からの距離計測例

(2) 平均積雪量

年間平均積雪量について、当てはまるものを選択してください。

平均積雪量の記載にあたっては、市町村が公表している積雪量などを参考にしてください。ただし、建築物の立地によっては、団体区域内でも気候や積雪量は大きく異なる場合があります。実態に合わせた積雪量を選択してください。参考に気象庁のウェブサイトで年間降雪量を把握する方法を図 3-4 に示します。

- ◆ 参考資料例：「平成 12 年建設省告示第 1455 号と各県の HP に垂直積雪量情報（不明の場合は、建設課へ問合せ）」
もしくは、気象庁 HP (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>) の年間降雪量など

① 都道府県・地方をクリックし、対象施設に最も近い地点を選択してください。

② 年・月ごとの平年値を表示をクリックしてください。

③ 最深積雪の年平均の積雪量を調査票に記入してください。

要素	気圧				降水量				気温				湿度				風向・風速				日照時間				雪			
	観測平均 (hPa)	海面平均 (hPa)	合計 (mm)	平均 (mm)	平均 (°C)	日最高 (°C)	日最低 (°C)	平均 (hPa)	平均 (%)	平均 (m/s)	最大風向	合計 (時)	平均 (MJ/m²)	降雪の深さ (cm)	日合計の最大 (cm)	最深積雪 (cm)												
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020												
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30												
1月	1012.8	1015.8	59.7	5.4	9.8	1.2	4.5	51	2.7	北北西	192.6	9.4	4	3	3													
2月	1013.1	1016.1	56.5	6.1	10.9	2.1	4.9	52	3.0	北北西	170.4	11.5	4	3	3													
3月	1012.3	1015.2	116.0	9.4	14.2	5.0	6.8	57	3.1	北北西	175.3	13.3	0	0	0													
4月	1011.0	1013.8	133.7	14.3	19.4	9.8	10.1	62	3.2	北北西	178.8	16.1	---	---	0													
5月	1009.0	1011.8	139.7	18.8	23.6	14.6	14.4	68	3.1	南	179.6	17.3	---	---	---													
6月	1006.2	1009.0	167.8	21.9	26.1	18.5	19.6	75	2.8	南	124.2	14.8	---	---	---													
7月	1005.9	1008.6	156.2	25.7	29.9	22.4	25.1	76	3.2	南	151.4	15.6	---	---	---													
8月	1007.1	1009.9	154.7	26.9	31.3	23.5	26.2	74	2.9	南	174.2	15.8	---	---	---													
9月	1010.2	1013.0	224.9	23.3	27.5	20.3	21.5	75	2.7	北北西	126.7	11.9	---	---	---													
10月	1013.8	1016.7	234.8	18.0	22.0	14.8	14.7	71	2.6	北北西	129.4	9.8	---	---	---													
11月	1015.3	1018.2	96.3	12.5	16.7	8.8	9.6	64	2.5	北北西	149.8	8.6	---	---	0													
12月	1014.0	1017.0	57.9	7.7	12.0	3.8	5.9	56	2.6	北北西	174.4	8.1	0	0	0													
年	1010.9	1013.8	1588.2	15.8	20.3	12.1	13.6	65	2.9	北北西	1926.7	12.7	8	5	6													

参照) 気象庁HP

図 3-4 気象庁 HP で年間降雪量を把握する方法

3.1.8. その他、設置できない要因（空きスペースはあるが太陽光発電設備を設置できない他の要因）

空きスペースはあるが、太陽光発電設備を設置できない他の要因がある場合は「ある」を選択し、その具体的要因をご記入ください。表 3-1 に要因の例を示します。

◆ 本ツールを用いた簡易判定においては、物理的な要因以外（投資対効果・予算不足や、近隣住民からの反対など）は含めず、その後の設備設置業者や専門家との相談に合わせてご検討ください。

表 3-1 太陽光発電設備を設置できない他の要因例

分類	要因例
施設・敷地的要因	・電気を使用していない建築物で、他への供給や売電が難しい状況である。 ・1年の内、特定の期間のみ利用する建築物である。（海水浴場の管理施設、冬期閉鎖の山小屋等） ・工事できない場所に建設されている。（屋上へ上がれない、足場を組むことができない等） ・空きスペース全体が年間を通じて日影になる。
法的要因	・法律、都道府県・市町村の条例で、再エネ導入等が規制、制限されている。（都市計画で定められた建築基準法の高さ制限（日影規制）がある。再エネ規制条例、景観条例の対象エリアや施設である。） ・総合計画、都市計画（風致地区）、公共施設総合管理計画等で新規に設備を設置しないことが決定している建築物（施設の移転計画や、利用廃止、滅失予定等）
エネルギー的要因	・導入済の別の再エネ（廃棄物発電等）の電力をすべて消費している建築物で、他への供給や売電が難しい状況である。

3.2. 簡易判定結果と判定レベル

「調査票シート」の入力情報を基に、太陽光発電設備設置可能性の簡易判定結果が自動表示されます。各入力項目において設置可能性（○～×）を判定し、そのうちの最も低い判定レベルをその建築物の判定レベルとして表示します。

なお、建築物の判定過程については「判定シート(建築物)」を、各設問における個別の具体的な判定レベルについては「判定レベルシート」をご確認ください。

◆ 入力後に判定結果が表示されない場合、「判定シート(建築物)」を参照し、判定に必要な調査項目で記入漏れがないかご確認ください。

表 3-2 判定レベルと定義

判定レベル	定義
○	設置可能性が高い
△	設置可能性は高いが、懸念事項あり ^[※1]
×	設置が難しい ^[※2]

[※1] 物理的には設置できる可能性は高いですが、太陽光発電設備自体の耐用年数以前に建築物の建替えが発生する可能性がある、建築物の立地環境により専用部品が必要となる（費用増）など、要検討事項がある場合、判定結果を△としています。1

[※2] 物理的に設置が難しい場合、積雪等の立地環境に対応する製品がない場合は判定結果を×としています。

3.3. 太陽光発電設備の設置に向けた業者相談に関する調査項目（二次スクリーニング）について

簡易判定した結果を用いて設備設置業者や専門家に相談する時は、補足情報として以下の表 3-3 に記載する項目等を追加することが考えられます。（具体的な補足情報については、設置業者や専門家にご相談ください。）

表 3-3 追加調査項目の一例と各項目の把握目的

追加調査項目	把握目的	参考（例）
住所	日射量や積雪、塩害などの基礎情報把握のため	-
竣工年	耐震基準の把握のため	施設台帳、公共施設の個別施設計画など
地上階数	足場と荷物の搬入検討、耐風圧算定のため	航空写真（地図アプリ、GIS など）
建築面積	設置可能面積検討のため（平面図でも可）	施設台帳、公共施設の個別施設計画など
建築物の構造	重量検討のため	施設台帳、公共施設の個別施設計画など
導入済みの容量	追加導入設備による発電容量検討のため	施設台帳、公共施設の個別施設計画など
屋根の向き・傾斜角	太陽光発電設備設置検討のため	屋根図面

4. 参考資料

4.1. 参考情報

以下に示す情報を活用することで、自己所有以外の太陽光発電設備の導入手法についての検討や、建築物の屋根等の空きスペースにおける設置可能面積の計測精度を高めることができます。

- ・ PPA 等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き（環境省）
- ・ 建築設備計画基準 令和3年度版（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修）
- ・ 太陽電池アレイ用支持物設計標準（JIS C8955：太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法）
- ・ 太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準について（東京消防庁）

4.2. Q&A

令和4年度施行状況調査での本ツールに関係する質問をまとめました。

表 4-1 令和4年度施行状況調査のQ&A（抜粋）

	問い合わせ内容	回答
1	屋外の運動場やテニスコート等は、今回の調査の対象外か。	今回の調査対象は「建築物」ですので、屋外の施設については今年度の調査では対象外となります。 ただし太陽光発電設備をこうした場所に既に設置いただいている（又は今年度設置を予定している）場合、同施設内の別建築物の、設置済みの設備容量に加算していただければと存じます。
2	「施設数」と「建築物数」の違いは何か。	例えば「市民会館」1施設について、会館が本館、別館、ホール等複数の建築物に分かれている場合「施設数」は1となりますが、「建築物数」は3となります。
3	建築物を増設した場合、建築物数はいくつとカウントするべきか。	渡り廊下でつながっているのみなど建築物が互いに独立している場合は別々にカウントされますが、建築物の一部を改修した程度でしたら1つにカウントされます。
4	自団体の建築物がどの分類に該当するのかが不明である。	昨年度の調査から、対象施設と施設分類が変更となっておりますので、詳細については4.3 施設分類一覧表をご覧ください。 対象建築物については、表内の「主な対象建築物」列をご参照ください。例示されている建築物は、その面積の大小に関わらず当該分類に該当します。例示がない場合にも、面積が大きい建築物は対象とすることが望ましいです。
5	廃炉などにより、現在は使用していない建築物も調査の対象となるか。	対象となります。当該建築物を現在使用しているかどうかは、建築物数のカウントに影響いたしません。2030年までに建替え、廃止、解体を計画している場合は、3.1.5 建替え、廃止、解体に関する計画の有無を参照してご回答ください。
6	コンテナを備蓄倉庫として利用している場合、一つのコンテナを一建築物としてカウントしてよいのか。	その他施設のカテゴリで、1建築物として含めてご回答ください。
7	設置可能性は、当該建築物の耐荷重の計算をしなければ判断ができないのではな	環境省が作成した太陽光発電設備の設置可能性判定ツールは、あくまでも設置可能性の高さを簡易的に判定するためのものです。最終判

	いか。また、電気系統の配線などの詳細設計が必要ではないか。	断をする際に必要な、日照時間や耐荷重、配線になどの詳細な計算は、設備設置業者や設計事務所などの専門家に依頼する必要があります。
8	建築物の建替予定などはないが、防水加工をしているため数年に一度改修工事をしている。設置可能性に改修予定も考慮すべきではないか。	改修工事の予定時期によっては、太陽光発電設備設置後に改修工事のため設備を外す可能性はございますが、再設置をすることを考慮すると設置可能と判定して問題ないと考えられます。
9	複雑な形状や、R（曲率）の小さい曲面屋根にも設置可能か。	曲面屋根にどのような架台が必要になるかは、設置事業者の調査結果次第になりますので、「△：設置可能性は高いが懸念事項あり」に該当します。
10	傾斜屋根や庇は、どのように考慮するべきか。	3.1.6 建築物の屋根や屋上の空きスペース、屋根形状、素材に記載しております。

4.3. 施設分類一覧表

表 4-2 は、令和 4 年度施行状況調査において地方公共団体が保有する主要施設及び建築物をまとめたものになります。あくまで一例となりますので、地方公共団体で追加等していただくことも可能です。

表 4-2 【資料】施設分類一覧表

分類 ^{※1}	施設の定義	主な対象建築物 ^{※2}
市民文化系施設	- 主に集会を目的として貸し出される施設（コミュニティセンター） - 主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設（市民会館、市民ホール、市民文化センター）	本館、別館、ホール
社会教育系施設	- 講座の開設、講習会の開催など多様な学習機会の提供により、住民の教養の向上等を目的とした施設（公民館、社会教育センターなど） - 図書・記録等の資料の収集・保管、利用者への閲覧を目的とした施設（図書館・図書館分館） - 価値のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設（博物館、美術館、科学館、プラネタリウム、動物園、植物園、水族館、郷土資料館など） - 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供することを目的とした施設（青少年教育施設） - 女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供することを目的とした施設（女性会館、女性センター等）	本館、別館、事務棟
社会体育施設	一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した屋内体育施設	延べ床面積が 500 m ² 以上の水泳プール（屋内）、体育館、柔道場、剣道場、柔剣道場、空手・合気道場、その他の建築物 ^{※3}
幼稚園施設	学校教育法に基づく公立の幼稚園 ◆幼稚園、児童福祉施設（保育所、認定こども園）で重複のないようにご注意ください	園舎

小中学校施設	学校教育法に基づく公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）	校舎、屋内運動場、寄宿舎 [※4]、その他以下の条件を満たす建築物 ・2階建て以上または延床200㎡超の非木造の建築物 ・3階建て以上または延床500㎡超の木造の建築物
特別支援学校施設	学校教育法に基づく公立の特別支援学校	
高等学校施設	学校教育法に基づく公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）	
児童福祉施設	保育所、認定こども園 ◆保育所、認定こども園は、幼稚園と重複のないようにご注意ください 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援事業所[※5]	園舎・本館・別館
社会福祉施設	社会福祉を目的として設置された施設（児童福祉施設を除く） 保護施設（授産施設、救護施設）、障害福祉施設（障害者支援施設、身体障害者福祉センター）、老人福祉施設（介護保険施設、老人福祉センター、老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センター、老人憩いの家）、福祉事務所、福祉会館等	本館・別館
医療施設	医療法に基づく病院、診療所	本館、別館
行政施設	地方公共団体の機関（都道府県・市区町村の首長部局・議会・教育委員会などの行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合）が入居する施設	本庁舎、支所、議場
消防施設	消防の用に供する施設（消防本部、消防署、分署・出張所、消防学校）	庁舎（消防本部・消防署・分署・出張所）、訓練施設、車庫、校舎、体育館
警察施設	警察の用に供する施設（警察本部、分庁舎、警察署、分署、交番、機動隊、警察学校、運転免許センター）	庁舎、校舎、体育館、武道場、車庫、学生寮
公営住宅	公営住宅法に基づく公営住宅 ◆集会所等の共同施設を含む	公営住宅、共同施設
廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）	焼却施設、堆肥化施設、破碎施設、選別施設、固形燃料化施設
水道施設	人の飲用に適する水及び工業の用に供する水の供給を目的として設置された施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設）	浄水場、配水・ポンプ場、水道管理事務所
下水道施設	下水（汚水・雨水）の排除・処理を目的として設置された施設（排水施設、処理施設、ポンプ施設）	下水処理施設、污泥処理施設、下水ポンプ場、下水道管理事務所
その他施設	上記の分類には含まれない建築物	

[※1]多くの地方公共団体で所有している公共施設

[※2]表に示す以外の建築物についても、団体のご判断により追加ください。

[※3]屋内体育施設の定義は、「体育・スポーツ施設現況調査 用語の解説」を確認ください。

[※4]校舎、屋内運動場、寄宿舎の定義は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」を確認ください。

[※5]児童発達支援事業所は児童福祉施設ではありませんが、調査においては児童福祉施設に含めてください。